

スタートアップからの公共調達促進に向けた取組について

2024年6月10日

スタートアップからの公共調達促進に関する関係府省庁等会議

スタートアップからの公共調達促進の意義

- スタートアップが大きく成長するためには、政府が主導して、スタートアップの提供する製品・サービスの市場・需要を創出することが重要であるほか、政府としてもスタートアップが有する高度な新技術を活用し、多様化する行政課題への対応力を高めることが必要。
- 具体的には、能登半島地震の被災地において、スタートアップにより、使用した水を再生し循環利用するシャワー・手洗い設備の提供や、介護スタッフへのアシストスーツの提供が行われた。このように、社会課題解決・社会貢献の担い手として様々なスタートアップが活躍している。
- また、例えば宇宙分野においては、経済社会や安全保障の基盤となる衛星コンステレーションの構築、様々な産業・地域の課題解決に資する衛星データ利用ソリューションの開発等に必要な技術を有するスタートアップによる参入が顕著であり、行政課題解決の担い手としての役割も期待される。
- これらを踏まえ、**「スタートアップ育成5か年計画」に基づき、スタートアップからの公共調達の促進を図る。**

スタートアップ育成5か年計画 (令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)

- (12) SBIR (Small Business Innovation Research) 制度の抜本見直しと公共調達の促進 (一部抜粋)
 - スタートアップの政府調達の参画を拡大するため、**随意契約に関するルール**、国の大規模研究における加圧措置等の検討を含めて、**入札参加資格制度の検討**を図る。

能登半島地震において活躍したスタートアップの製品例



WOTA-BOX
(シャワーシステム)



WOSH
(手洗いスタンド)



マッスルスーツ
Every

経済産業省、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局（CSTI）の スタートアップからの公共調達促進に関する取組

1

経済産業省

行政との連携実績のある スタートアップ100選 制作

行政側からは、どのようなスタートアップがあるのか把握が困難であるため、行政との連携実績のあるスタートアップの事例集を制作。令和5年6月の「第5回官公需に関する関係府省等副大臣会議」において、スタートアップとの連携促進を依頼。



2

経済産業省

入札参加資格要件の 緩和

スタートアップは、技術力を有していたとしても、規模の大きな入札に参加するために必要な、高位の入札参加資格を取得することが困難である。そのため、技術力あるJ-Startup選定企業等には、上位等級入札への参加が認められる措置が存在していたところ、当該措置の対象範囲を、J-Startup地域版選定企業や官民ファンドの出資先VCの出資先企業等へ大幅拡大。

3

CSTI

スタートアップの新技术 及び新サービス調達促進 入札（運用明確化）

スタートアップ育成のための公共調達の活用促進策として、各省庁の総合評価落札方式による一般競争入札において、例えば1,000万円以下などの特定の役務・物資に関する一般競争入札に限り、一定のスタートアップを対象とした一般競争入札とすることを各省庁へ推奨（運用明確化）。

4

CSTI

マッチングピッチの実施

府省庁・自治体がスタートアップ企業が有する新技术に関する知見を高めるとともに、スタートアップ企業とのつながりをもつ機会を創出することを目的とし、国、スタートアップのピッチイベントを開催。8分野42社が登壇し、現地・オンラインで1000名超が参加。



5

経済産業省・CSTI

高度かつ独自の新技术 を有するスタートアップ等 との随意契約

政府だけでは、最適な解決策を見つけ出すのが困難な行政課題の解決に向け、スタートアップが有する高度かつ独自の新技术について、政府の調達ニーズに合わせて随意契約を可能とする柔軟な調達の仕組みを検討。

①行政との連携実績のあるスタートアップ^①100選（令和5年4月発行）

- ❑ 大企業にはないスタートアップの技術・サービスを活用することで、新たな行政サービスの展開、事業の効率化、及び社会課題の解決が期待でき、既に多数の連携実績が存在。
- ❑ 一方、行政側からは、どのようなスタートアップがあるのか把握が困難なうえ、優れた技術・サービスを持つスタートアップを見つけても、そのスタートアップに契約を履行する体制があるのか調査が困難。
- ❑ そこで、経済産業省は、令和5年4月に、行政との連携実績のあるスタートアップの事例集を制作。各府省庁でも、当該事例集を参考に、スタートアップとの連携促進をご検討いただくべく、周知広報を実施しているほか、**令和5年6月の「第5回官公需に関する関係府省等副大臣会議」でも各府省等に依頼。**

経済産業省

行政との連携実績のある

スタートアップ¹⁰⁰選

スタートアップとの連携で、社会課題の解決を

自由業・自由業インテグレーション

公共調達課題の紹介

くらし・手続き / 広聴・広報 子育て・教育 健康・医療 福祉・生活支援 産業・ビジネス / 農林水産 観光・文化・スポーツ インフラ・施設管理 / 環境・ごみ・リサイクル

[illegible]

②入札参加資格の見直し

- ❑ 入札参加資格は、「競争参加者の資格に関する公示」により、全省庁統一資格として、競争入札への入札参加資格を付与。
- ❑ 経営規模等に応じてA～Dにランク付けされ、等級が高いほど規模の大きな調達に参加可能であるが、**設立間もなく実績のないスタートアップは点数が低くなってしまい、低位のランクになりやすく、規模の大きい入札に参加が制限されてしまう。**
- ❑ そのため、J-Startup選定企業等の技術力ある中小企業者等には、**A～Dのランクに関わらず、規模の大きな入札にも参加が認められている。**

項 目	付 与 数 値(物品の販売・役務の提供・物品の買受)					
	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
①年間平均(生産・販売)高 (前2ヶ年の平均実績高)	65点	60点	55点	50点	45点	40点
	5億円未満 2.5億円以上	2.5億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 2500万円以上	2500万円未満	
	35点	30点	25点	20点	15点	
②自己資本額の合計	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 1000万円以上	1000万円未満 100万円以上	100万円未満	
	15点	12点	9点	6点	3点	
③流動比率	140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満		
	10点	8点	6点	4点		
④営業年数	20年以上	20年未満 10年以上	10年未満			
	10点	8点	6点			

- ・ 財務状況・営業年数等から点数を算出
(→実績がないスタートアップは点数が低くなる)

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	A	3000万円以上
80点以上 90点未満	B	1500万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上 1500万円未満
55点未満	D	300万円未満

【物品の販売、役務の提供等】

- ・ 点数に応じて等級を付与
- ・ 等級に応じて、入札可能な調達の規模が決まっている

②スタートアップ等の入札参加機会の拡大について（令和6年3月28日施行）

- 「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日 政府調達（公共工事を除く） 手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」を改訂し、以下のスタートアップ等については入札参加機会を拡大する措置を2024年3月28日より施行済。

入札参加機会を拡大するスタートアップ等について

対象 下記の事業者のうち、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者	拡大対象
1 SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先	（存置）
2 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者	その他の主たる官民ファンド（※）の支援対象事業者又は当該支援対象事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者にも拡大 ※ 中小企業基盤整備機構等の、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」の検証対象ファンド
3 グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者	J-Startup地域版選定企業にも拡大
4 -	【新規追加】 国立研究開発法人の金銭出資先事業者又は当該出資先事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者
5 -	【新規追加】 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の認定を受けたベンチャーキャピタル等の出資先事業者

(参考) J-Startup概要

- 「J-Startup」は、実績あるベンチャーキャピタリストや 大企業の新事業担当者等の外部有識者からの推薦に基づき、潜在力のある企業を選定し、政府機関と民間の「J-Startup Supporters」が集中支援を行うプログラム。

第1次選定 : 92社 (2018年 6月)
第2次選定 : 49社 (2019年 6月)
第3次選定 : 50社 (2021年10月)
第4次選定 : 50社 (2023年 4月)
Impact選定 : 5社 (2023年10月)

J-Startup は 合計243社 に

※ 選定企業のうち3社については、M&A、解散



J-Startup

【政府の支援の例】

- 政府の海外ミッションへの参加
- 海外・国内大規模イベントへの出展支援
- J-Startupロゴの使用
- グローバルアクセラレーションハブ支援
- 各種補助金等の支援施策における優遇
- ビジネスマッチング
- 入札特例等公共調達への支援
- 規制等に関する要望への対応 等

【民間の支援の例】

- 事業スペースの提供・料金優遇
(オフィス・工場空きスペース・研修施設等)
- ロボット、製品・部品等を使った実証実験への協力
- 検証環境や解析機器の提供
- アクセラレーション、モノづくり支援
- 専門家・ノウハウを持つ人材によるアドバイス
- 自社顧客・関係会社等の紹介 等

②「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」の確実な運用に向けて

- 各府省庁等におかれては、本決定に基づき、入札公告への反映をお願いさせていただきたい。

(参考事例)

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和5年度に「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 格付けされている令和4・5・6年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の等級にかかわらず、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」の要件を満たす者であること。具体的な内容は入札説明書を確認すること。

引用：文化庁HP

※なお、経済産業省では、総合評価落札方式により契約を行うもの全てにおいて、「技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」の要件を満たす者に加え、原則、スタートアップを含む入札参加資格D等級の企業の入札を可能としている。